

競技者規程細則

第1条 この細則は、役員、審判員および選手に適用するものである。

第2条 金銭または、金銭に等しい報酬を受け、新聞、雑誌その他の印刷物およびラジオ、テレビ等において営利的な宣伝に利用し、または利用されてはならない。また、金銭等の報酬を受けない場合でも連盟の承認が必要である。

第3条 金銭または、金銭に等しき報酬を受け、試合に参加し、または指導することはできない。

第4条 職業野球競技者から指導を受けることは差支えないが、職業野球競技者と一緒に競技または、練習することや催物等にでるときは連盟の承認が必要である。ただし、その指導者が試合でベンチに入ることはできない。

第5条 支部または末端支部および会員が、その名声を自ら政治的に利用し、または利用されることはいけないが、連盟発展のために寄与する場合は差支えない。この場合連盟の承認が必要である。

第6条 職業野球競技者で連盟復帰した選手は、次の定めに従い登録することができる。

- 1 一般チームへの登録は2名以内とし、40歳を超えた者は制限外とする。
- 2 少年チームには監督、コーチとして登録できる。

※ この規程細則、競技者規程細則は連盟規程、競技者規程に準ずる効力を有するものである。

連盟規程、規程細則、競技者規程、競技者規程細則は理事会の議を経て変更することができる。

昭和62年2月20日制定

平成6年2月9日制定

平成8年2月15日制定

平成9年11月28日制定

平成11年12月9日制定

平成13年12月5日制定

平成14年12月5日制定

平成15年9月24日制定

※ 現行「競技者規程細則」の6条以降は、「全国大会に係わる要項」に移行する。